

西宮市特別支援学校教諭免許状取得支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特別な支援を必要とする子供の自立と社会参加の促進を図ることを目的として、西宮市内の特別支援教育に携わる教員の資質の向上のため、特別支援学校教諭免許状を取得した者に対し交付する西宮市特別支援学校教諭免許状取得支援補助金(以下「補助金」という。)に関して必要な事項を定める。

(補助対象免許状)

第2条 補助金の交付対象となる免許状は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)別表第1に規定するもののうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 特別支援学校教諭一種免許状
- (2) 特別支援学校教諭二種免許状
- (3) 特別支援学校教諭専修免許状

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、前条に定める対象免許状を取得した者のうち、補助金交付申請時に次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 西宮市立西宮支援学校に勤務する正規教員である者(臨時講師及び事務職員を除く。)
- (2) 補助対象である免許状の交付日の翌日から起算して1年以内である者
- (3) 交付申請後、1年間西宮市立学校で引き続き教員として勤務する見込みのある者
- (4) 対象免許状の取得に係る費用を完納している者
- (5) 対象免許状の取得に係る他の補助を受けていない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、対象免許状の取得に係る入学金及び授業料(以下「授業料等」という。)とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、5万円を限度として補助対象経費に要した額とする。

- 2 補助対象経費に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- 3 補助金の交付は、第2条に規定する各対象免許状につき1人1回限りとする。

(交付申請及び請求)

第6条 補助金の交付申請及び請求は、対象免許状の交付を受けた日の翌日から起算して1年以内に行わなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、西宮市特別支援学校教諭免許状取得支援補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次の各号に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象講習を修了したことを証する書類の写し、又は新たに交付を受けた免許状の写し
- (2) 対象講習の授業料等の領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び額の確定等)

第7条 市長は、前条に規定する申請書兼請求書が提出された場合は、これを審査し、補助金の交付の適否を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、西宮市特別支援学校教諭免許状取得支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知し、補助金を交付する。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金の不交付を決定したときは、西宮市特別支援学校教諭免許状取得支援補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知する。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 市長は、前条の規定による交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消すとともに、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部または一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付を受けたとき。
- (2) その他市長が相当の理由があると認めるとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

様式第1号(第6条関係)

西宮市特別支援学校教諭免許状取得支援補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

(宛先)西宮市長

(申請者)

住 所 〒 - (※住民票所在地を記載)

ふりがな
名 前

電話番号 (昼間連絡のつく番号)

西宮市特別支援学校教諭免許状取得支援補助金の交付を受けたいので、西宮市特別支援学校教諭免許状取得支援補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助対象免許状	<input type="checkbox"/> 特別支援学校教諭一種免許状 <input type="checkbox"/> 特別支援学校教諭二種免許状 <input type="checkbox"/> 特別支援学校教諭専修免許状	
研修修了日又は 免許状交付日	年 月 日	
入学金・授業料	円	
交付申請額	0 0 0 円	※補助対象経費として要した額(千円未満切り捨て)又は補助限度額5万円のうち、いずれか低い額。
添付書類	<input type="checkbox"/> 講習修了証の写し 又は新たに取得した対象免許状の写し <input type="checkbox"/> 講習実施事業者が発行した授業料等の領収書の写し	

確認欄(以下の項目について、該当するものに☑をつけてください。)

対象免許状取得後、西宮市立学校で引き続き教員として勤務する予定ですか	<input type="checkbox"/> 勤務する予定である
対象免許状の取得について他の補助を受けていますか	<input type="checkbox"/> 受けていない
申請日現在、対象免許状の交付日の翌日から1年以内ですか	<input type="checkbox"/> はい
領収書は講習実施事業者が発行したものですか	<input type="checkbox"/> はい
領収書には、申請者の名前等が明記されていますか	<input type="checkbox"/> はい

特別支援学校教諭免許状取得支援補助金を下記の口座に振り込んでください。なお、下記の口座振込をもって支払の効力を生じることについて異議はありません。(※振込先口座は申請者本人名義の口座に限ります。)

振込先口座	金融機関名	銀行 金庫 農協			本店 支店 出張所
	預金種別	普通 当座	(ふりがな) 口座名義人	()	
	口座番号				(左詰記入)

様式第2号(第7条関係)

第 号

年 月 日

様

西宮市長

印

西宮市特別支援学校教諭免許状取得支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった西宮市特別支援学校教諭免許状取得支援補助金の交付について、次のとおり決定します。

記

交付額

円

以上

様式第3号(第7条関係)

第 号

年 月 日

様

西宮市長

印

西宮市特別支援学校教諭免許状取得支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった西宮市特別支援学校教諭免許状取得支援補助金の交付について、下記の理由により、不交付と決定したので通知します。

記

理由

以上